

台風による暴風警報発令下での施設運営の取扱い（大雨警報のみでは休所しません）

午前7時の時点で泉州地方を含む地域で台風による暴風警報が発令されている場合は、午前9時まで自宅待機とします。その上で、下記のように取り扱います。（ホームページにも情報を掲載いたします。）

★午前7時時点での待機、午前9時までの暴風警報解除による1時間遅れの開所の対応については、原則として、当日の朝には連絡しませんのでニュース等で必ずご確認ください。

1. 台風がさらに泉州地域に接近してくる可能性がある場合

- ・午前9時の時点でも暴風警報が解除されていなければ、その日は臨時休所いたします。
- ・午前9時までに暴風警報が解除された場合には
 - ⇒自力通所（自己通所）の利用者は、安全を確認し通所して下さい。
 - ⇒送迎利用者の方は、送迎車が通常送迎時刻の約1時間遅れで出発しますので、それを目安に送迎場所に来てください。また、自宅が送迎場所まで遠いなど、決められた送迎時刻までに到着することが難しい場合は個別に対応いたしますので、ご連絡ください。
- ★送迎時間帯が通常日と異なるため、交通量に大きな違いが見込まれます。相当程度の到着時刻のずれが起こる可能性がありますので、送迎場所においても施設との連絡ができますよう、可能な限り、携帯電話、スマートフォン等をお持ちください。

2. 台風（の中心）がすでに泉州地域を通過している場合

- ・午前9時までに暴風警報が解除されれば、1.の場合と同じく1時間遅れの開始とします。
- ・暴風警報は解除されていないものの、台風（の中心）がすでに泉州地域を通過していて、その後の天気の回復が確実と思われる場合は、施設で台風の数値、強さなどを勘案し、午前10時の時点までに施設を開所するのか、それとも休所するのか判断した上で、連絡いたします。
 - ⇒施設を開所する場合は、開所時刻、送迎時刻等も含めて連絡いたします。
 - ⇒施設を休所する場合も連絡いたします。

遅れて開所するときのパターン（青い鳥の通常の開所時刻は9:15です。）

- ・Aパターン 通常より1時間遅れの10:15開所 送迎車も1時間遅れで出発
- ・Bパターン 通常より2時間遅れの11:15開所 送迎車も2時間遅れで出発
- ・Cパターン 通常より2時間30分遅れの11:45開所 送迎車も2時間30分遅れで出発
- ・Dパターン その他 個別に連絡いたします。

★開所、休所の見通しがたえず強い不安を覚える方については、施設の連絡をまたず、本人、ご家族で施設を休まれる判断をしていただいて構いません。その場合はすみやかにご連絡ください。

特別警報が出た場合

朝7時の時点以降で泉州地域に特別警報が出ている時は休所といたします。

台風以外の暴風警報発令下での施設運営の取扱い(大雨警報のみでは休所しません)

午前7時の時点で泉州地方を含む地域で暴風警報が発令されている場合は、午前9時まで自宅待機とします。その上で、下記のように取り扱います。

★いずれの対応についても、原則として当日の朝には連絡しませんのでニュース等で必ずご確認ください。

- ・午前9時までに暴風警報が解除された場合には
 - ⇒自力通所（自己通所）の利用者は、安全を確認し通所して下さい。
 - ⇒送迎利用の方は、送迎車が通常送迎時刻の約1時間遅れで出発しますので、それを目安にして下さい。
- ・午前10時までに暴風警報が解除された場合には
 - ⇒自力通所（自己通所）の利用者は、安全を確認し通所して下さい。
 - ⇒送迎利用の方は、送迎車が通常送迎時刻の約2時間遅れで出発しますので、それを目安にして下さい。
- ・午前10時の時点でも暴風警報が解除されていなければ、その日は臨時休所いたします。

積雪時の施設運営の取扱い

- ・午前7時の時点で堺市内に路上の積雪が見られる場合は自宅待機してください。少量の降雪等で判断に迷われる場合は施設にご確認ください。10時までに施設が開所の判断をし、開所するのであれば下記の3パターンのうちいずれかを、臨時休所するのであればその旨をご連絡いたします。

※状況により施設に職員が出勤できず、時間通りにお電話できない可能性があります。

※施設開所中に大雪のおそれが高まった場合には降所時刻を午後1時などに繰り上げることがあります。

遅れて開所するときのパターン（青い鳥の通常の開所時刻は9:15です。）

- ・Aパターン 通常より1時間遅れの10:15開所 送迎車も1時間遅れで出発
- ・Bパターン 通常より2時間遅れの11:15開所 送迎車も2時間遅れで出発
- ・Cパターン 通常より2時間30分遅れの11:45開所 送迎車も2時間30分遅れで出発

地震発生時の施設運営の取扱い

- ・前日から当日にかけ堺市において**震度6弱以上の地震が発生した場合、及び、当日午前5時から送迎車出発前（午前8時15分）の間に震度5弱以上の地震が発生した場合は臨時休所とします。**（※送迎車到着前に大地震が来た場合は送迎車を待たず身の安全の確保に努めてください。）
- ・前日の震度5強以下の地震発生時でも状況により臨時休所や開所時刻の変更を行うことがあります。その場合はホームページに掲載し、施設からも連絡いたしますが、連絡がつかないことも十分に考えられるため、通所に危険が感じられるときは決して無理をしないでください。

★開所、休所の見通しがたたず強い不安を覚える方については、施設の連絡をまず、本人、ご家族で施設を休まれる判断をしていただいて構いません。その場合はすみやかにご連絡ください。

特別警報が出た場合の施設運営の取扱い

朝7時の時点以降で泉州地域に特別警報が出ている時は休所といたします。